

愛川町建築行為に係る道路後退用地整備要綱

（目的）

第1条 この要綱は、建築主、土地所有者及び町民の理解と協力のもとに建築行為等に係る道路後退用地の整備を行うことに關し必要な事項を定めるとともに、道路後退用地を取得するに当たり、建築主等が行う測量等に要する費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって、生活環境の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定に基づく道路、公道、その他町長がこれと同等と認める道をいう。
- (2) 建築物 法第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (3) 建築行為 建築物及び工作物（法に定めるもののほか塀、生垣、石垣、土留柵等をいう。）を建築、築造しようとする行為をいう。
- (4) 建築主等 建築行為をしようとする者及び土地所有者をいう。
- (5) 後退用地 狭あい道路の境界から後退線までの道路としてみなされる敷地をいう。
- (6) 隅切り用地 道路の平面交差部に愛川町開発指導要綱細則第13条に規定するせん除長で設置する敷地をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）であって、建築主等が狭あい道路に接する敷地で行う建築行為に伴うもの又は町長が必要と認めるものに適用する。

（後退用地等の買取り等）

第4条 町長は、後退用地等を次のとおり取り扱うことができるものとする。

- (1) 町長は、所有権を有する者から当該後退用地等について売渡しの申し出があった場合は、別に定める価格により買い取ることができる。
- (2) 町長は、後退用地等について、無償で譲渡を受けることができる。

（事前協議）

第5条 建築主等は、次条に規定する売渡しの申し出に当たり、後退線及び後退用地等の取扱いについて道路後退用地等事前協議書（第1号様式）により、町長と協議しなければならない。

（売渡しの申し出）

第6条 建築主等は、前条の規定による協議及び次条、第8条及び第9条第1項に規

定する事項が完了したときは、速やかに道路後退用地等売渡申出書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（支障物件の除却）

第7条 建築主等は、後退用地等内に存する擁壁、門、塀、立木、生け垣、地下埋設物その他これらに類する物件を除却しなければならない。

（所有権以外の権利登記の抹消）

第8条 建築主等は、所有権以外の権利登記を抹消しなければならない。ただし、公益性を有する施設の設置又は利用を目的とした地役権等が登記されている場合で、道路の用に供することに支障がないと町長が認めた場合については、この限りでない。

（測量及び分筆登記）

第9条 建築主等は、後退用地等に係る境界査定、境界測量、境界石の設置及び分筆登記（以下「測量等」という。）をしなければならない。

2 町長は、後退用地等と建築主等が所有する敷地との境界に設置する町の境界標識を支給するものとする。

（測量等の費用の補助）

第10条 町長は、前条第1項に規定する測量等に対し、予算の範囲内で、別表1に掲げる補助金を交付することができる。ただし、補助金の交付を受けようとする建築主等が町税（国民健康保険税を含む）を滞納している場合は、補助の対象としない。

（補助金の交付申請）

第11条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする建築主等は、第9条第1項に規定する測量等を行う前に、道路後退用地等測量費補助金交付申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助の可否及び金額を決定する。この場合において、補助することを決定したときは、道路後退用地等測量費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助金の交付を受けようとする建築主等に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 前条に規定する交付決定を受けた建築主等は、第6条に規定する売渡しの申し出と合わせて道路後退用地等測量費補助金実績報告書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 町長は、前条に規定する実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、測量等が適切に行われたと認めるときは、補助金額を確定し、道路後退用地等測量費補助金額確定通知書（第6号様式）により、交付決定を受けた建築主等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条に規定する確定通知を受けた建築主等は、速やかに道路後退用地等測量費補助金請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 町長は、前条に規定する請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 町長は、交付決定を受けた建築主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 町長は、前項に規定する補助金の交付決定を取り消すときは、道路後退用地等測量費補助金交付取消通知書（第8号様式）により、交付決定を受けた建築主等に通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する通知を受けた建築主等が、既に補助金の交付を受けている場合、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 町長は、前項に規定する補助金の返還を命ずるときは、道路後退用地測量費補助金返還命令書（第9号様式）により交付決定を受けた建築主等に通知するものとする。

（適用除外）

第18条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する者が建築主等である場合については、適用しない。

（1）国、地方公共団体又はその他の公共団体

（2）愛川町開発指導要綱第2条第1号に規定する開発行為を行う者

（3）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に規定する土地区画整理事業を施行する者

（後退用地等の整備）

第19条 町長は、この要綱に基づく協議が成立し、所要の手続が完了した後、後退用地等を必要に応じ整備するものとする。

（後退用地等の管理）

第20条 町長は、建築主等から売渡しを受けた後退用地等を道路として管理するものとする。

第21条 この要綱は、狭あい道路等に接し、現に宅地として利用されている敷地であって、自主的に門、塀等を除却し、後退しようとする後退用地等に準用する。

（様式）

第22条 この要綱の規定により使用する書類は、別表2のとおりとし、その様式は、別に定める。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の愛川町建築行為に係る道路後退用地整備要綱の規定により協議がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の愛川町建築行為に係る道路後退用地整備要綱の規定により売渡しの申し出がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第10条関係）

対 象	補助金の額	限度額
測量等に要する費用	対象費用の 2 分の 1 の額	2 0 万円

備考

- 1 補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 測量等に要する費用が町の算定した金額を超えたときは、町の算定した金額とする。

別表 2（第22条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文
第 1 号様式	道路後退用地等事前協議書	第 5 条
第 2 号様式	道路後退用地等売渡申出書	第 6 条
第 3 号様式	道路後退用地等測量費補助金交付申請書	第 1 1 条
第 4 号様式	道路後退用地等測量費補助金交付決定通知書	第 1 2 条
第 5 号様式	道路後退用地等測量費補助金実績報告書	第 1 3 条
第 6 号様式	道路後退用地等測量費補助金額確定通知書	第 1 4 条
第 7 号様式	道路後退用地等測量費補助金請求書	第 1 5 条
第 8 号様式	道路後退用地等測量費補助金交付取消通知書	第 1 7 条第 2 項
第 9 号様式	道路後退用地等測量費補助金返還命令書	第 1 7 条第 4 項